

令和 4 年 2 月 1 0 日

保護者 様

松阪市教育委員会事務局
学校教育課

— 今般の状況を踏まえた学校の学級閉鎖等の対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における感染拡大防止対策に係る対応に御理解・御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、今般のいわゆる第 6 波の状況においては、松阪市においても、全国的な傾向と同様に、これまでの感染拡大状況と比べ児童生徒の感染者数が大変多くなっております。また、同居家族等に感染の疑いがない中、児童生徒が体調不良により医療機関を受診した際に検査を受け、感染が明らかになることが少なくありません。

こうした中、児童生徒の感染の把握については、医療機関等から当該保護者の方へ検査結果の連絡が夜間となる場合も多数あります。このようなことから、学校において事前に対応の準備をしているものの、児童生徒の命や安全を最優先するために、夜の遅い時間に保護者の方に翌日の学級閉鎖の連絡をさせていただいている状況があります。保護者の皆様におかれましては、こうした急な連絡にご対応いただかなければならないことに、あらためてご理解とご協力をお願いします。

また、引き続き、お子様が陽性と判明した場合は、すぐに学校に連絡をいただくとともに、夜間に感染が判明した場合は、市役所当直（53-4100）まで一報いただくようご協力をお願いします。

なお、学校においては、以下のように対応していきますので、ご家庭にあつては、家族や児童生徒本人に体調不良がある場合は、登校を控えていただき、速やかに医療機関等を受診するなど、引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校の主な対応

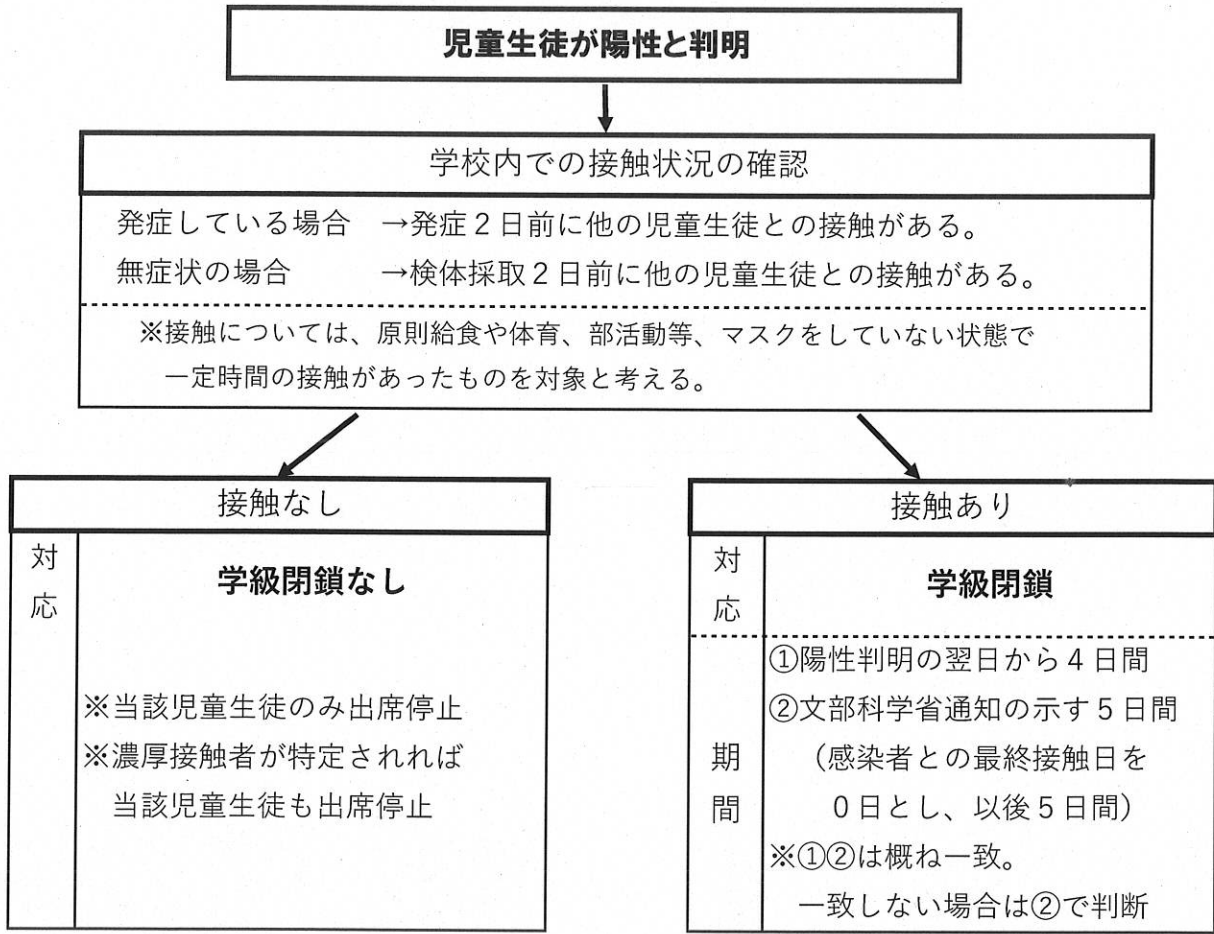
- ・消毒について、あらためて日々の放課後に実施する消毒作業を強化します。
- ・児童生徒の感染が確認された場合、原則、該当学級を学級閉鎖とし、中学校にあつては必要に応じて部活動の関係生徒を出席停止とします。

※この他、濃厚接触者に特定された児童生徒が確認された場合は、当該児童生徒を出席停止とします。

2 その他

- ・学級閉鎖の判断は原則「【別紙】第 6 波における学級閉鎖の考え方」のとおりとします。
- ・登校後に感染の報告が届くこともあることから、早退となった場合の対応をご家庭で確認しておいてください。

第6波における学級閉鎖の考え方



特記事項

1. 学級閉鎖の期間内に、複数の陽性者や体調不良の児童生徒があった場合は、その期間を延長することがある。
2. 陽性判明に時間を要し、②の期間をこえた場合は、学級閉鎖を要しない。

<参考> 学級閉鎖のパターン

